

文書番号	JWWA－401－6	版番号	第2版
文書名称	JIS 認証審査手順書 附属書6－リモート調査を実施する 場合の対応	制 定	令和2年9月14日
		改 正	令和7年1月30日

JIS 認証審査手順書

附属書6－リモート調査を実施する場合の対応

改訂履歷：省略

2020.9.14 制定	製品認証業務	JWWA-401-6
	JIS 認証審査手順書 附属書 6—リモート調査を実施する場合の対応	

1. 目的

この手順書は、「JIS 認証審査手順書（JWWA-401）」に基づき、対面による現地調査の代替手段として Web 会議システムを活用して調査を行う場合（以下、リモート調査という。）において、「製品認証規則—リモート調査の実施規定（JWWA-106-1）」に適用される具体的な手順について定める。

2. 認証審査

1) 審査手順

認証審査は、「JIS 認証審査手順書（JWWA-401）」の 4.工場審査のための準備（評価の開始）に基づき実施するほか、次の 1)～3)による。

- (1) 認証管理責任者は、「JIS 認証審査手順書（JWWA-401）」の 4.(5) 認証審査チームの編成により認証審査チームを編成する。

認証審査チームリーダーは、申請者又は認証取得者（以下、認証取得者等という。）との協議に基づき、現地調査に置き換えて書面調査、及びリモート調査を実施する。審査チームリーダーは、リモート調査実施日の 10 日前までに現地調査詳細計画書（様式-8）により認証取得者等に通知する。

- (2) この手順書に基づく認証審査は、認証取得者等が提出する実施状況説明書に基づいて検証することに加えて、前回認証維持審査から起算して当該調査日に至る記録が揃っていることを確認した上で、該当する規定類をもとに事前に書面調査を行う。
- (3) 規定類は、実施状況説明書から書面調査において確認すべき規定類を指定し、それを認証取得者等から提出してもらう。
- (4) 記録類は、前回の認証維持審査からリモート調査実施日までの分から、リモート調査当日に閲覧したい記録を指定して確認を行う。

2) 実施内容

- (1) この手順書に基づく認証審査は、「JIS 認証審査手順書（JWWA-401）」によるほか、書面調査及びリモート調査が、対面による現地調査と同等の検証を行うことができることを前提とする。

リモート調査は、現地に訪問して審査する場合と比べ、審査員及び認証取得者等の Web 会議システムへの習熟度合い、限定的な視野、審査員の調査が他律的にならざるを得ない、記録類の確認範囲が少なくならざるを得ない等の制約があることから、十分に審査時間を確保することが望ましい。

(2) リモート調査の条件

① Web 会議システムの条件

Web 会議システムは、次の a)～d)に示す条件を満たすシステムを使用する。

なお、本協会が所有する Web 会議システムを用いてホストになることを原則とする

iii 製品置場（不適合品置場を含む。）

iv 原材料保管場所

d) 文書・記録類のやり取り

調査当日の認証取得者等との文書や記録のやり取りは、メール等リアルタイムにやり取りができる方法を用いる。指摘事項確認書等で品質管理責任者等の署名や押印が必要な書類は、メールでのやり取りの後、原本の郵送又は pdf ファイル等での送信を求める。

(4) 記録等の確認方法

審査員は、確認する管理記録の名称や期間を認証取得者等へ伝え、画像を活用して管理記録を特定する。審査中に特定した管理記録は必要に応じてメール等で送信を指示し、送信された管理記録と画像の内容を照合することで、特定した管理記録が間違いなく提供されたことを確認する。ただし、管理記録の偽装や改ざん防止のため、記録等の請求は原則調査中又は遅くとも翌日中までに、メール等による提出を求める。

(5) 製品試験

この手順書に基づく製品試験は、「JIS 認証審査手順書（JWWA-401）」の別紙 1～別紙 3 によるほか、次の①～③による。ただし、審査員は、JIS Q 17025 の要求事項を満足していることを、試験立会前又は後に確認しなければならない。

① サンプルング

審査員は、サンプルングする製品の完成品置場全景を確認し、在庫等から製品を無作為に抽出することを指示する。その際、故意又は過失により別物に交換されないよう識別方法が指示どおり実施されていることを確認する。

② 製品試験の実施

- a) 試験に際して、審査員はサンプルングした製品の識別方法が指示どおり実施されていることを確認する（製品試験を外部試験所で行う場合も同様）。
- b) 審査員は、認証取得者等が実施する製品試験の状況について、環境条件及び使用機器、試験装置の全景を確認し、試験結果が判別できる部分（例えば、測定器の指示値、製品の外観等）をアップで撮影するよう指示し、試験結果を確認する。
- c) 定期的な認証維持製品試験がやむを得ず実施できない場合に限り、(6)にて改めて対面による製品試験を実施する際に、リモート調査実施日から対面による製品試験を実施するまでの期間の JIS 適合性に係る製品試験記録を確認する。

(6) 対面による現地調査及び／又は製品試験の実施

次の①～④の事項に該当する場合、リモート調査を中止し、実施可能となったとき速やかに現地に赴いて対面による現地調査及び／又は製品試験を実施する。

- ① 工場内の確認において、画像の撮影を拒否される等、確認が困難な場合
- ② 記録等の確認において、画像の記録を拒否される等、識別方法が指示どおり実施されていることの確認が困難な場合
- ③ インターネット回線の不具合によりリモート調査に支障をきたし、後日のリモート調査及び／又は製品試験の実施が困難な場合
- ④ その他、リモート調査の調査項目とその範囲が、現地調査と同等でなく、対面によ

る現地調査及び／又は製品試験が必要と判断した場合

(7) 審査の中止

(6)に基づく対面による現地調査及び／又は製品試験の実施が困難と判断した場合は、審査を中止し、リモート調査が実施できる体制が整い次第、再開する。その場合の評価結果は 4)による他、製品品質に影響する審査項目を確認できなかった場合は、申請者又は認証取得者と協議の上、JIS マークの使用を停止する。

3) 審査結果の報告

審査結果の報告は、「JIS 認証審査手順書 (JWWA-401)」によるほか、書面調査及びリモート調査で収集した情報を基に、調査実施報告書 (様式-9) にて審査結果を報告する。

4) 評価結果のレビュー

評価結果のレビューは、「JIS 認証審査手順書 (JWWA-401)」の 5.6 (評価結果のレビュー) による。ただし、2 (認証審査) 2) (実施内容) (6) (対面による現地調査及び／又は製品試験の実施) が適用される場合において、指定感染症や自然災害等により対面による現地調査の実施が困難な状況が発生し、速やかな現地訪問が困難な場合は、審査結果を保留とし、リモート調査で確認できなかった調査項目について確認することを条件としてレビューを行う。